

第 6 章 特定管理口座約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客さまが当社に設定する租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特定管理口座（以下、「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客さまと当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 （特定管理口座の開設）

当社に特定口座を開設しているお客さまが特定管理口座の開設を申込むにあたっては、当社に対し特定管理口座開設届出書をご提出いただくものとします。

第3条 （特定管理口座における保管の委託等）

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。ただし、第 13 章および第 14 章に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管はできません。

- ① 金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に移管されたもの
- ② 金融商品取引業協会の定める規則に基づき、店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に移管されたもの

第4条 （譲渡の方法）

- (1) 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して売付をする方法により行います。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、お客さまが、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買取りの注文を出すことができない場合があります。
- (3) 上記(2)の規定により、お客さまが当社に対して特定管理株式等に係る注文を出すことができない場合には、お客さまが特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払出すこととします。

第5条 （特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第6条 （特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る 1 株当たりの金額に相当する金額等を記載した確認書類を交付します。

第7条 （契約の解除）

- (1) 次の各号の一つに該当したときは、この契約は解除されます。
 - ① お客さまから特定管理口座の廃止の届出があった場合
 - ② お客さまから租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - ③ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - ④ お客さまの相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
 - ⑤ やむを得ない事由により、当社がお客さまに解除を申し出たとき
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上記(1)②の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座のすべての銘柄について、譲渡、払出しまたは価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。